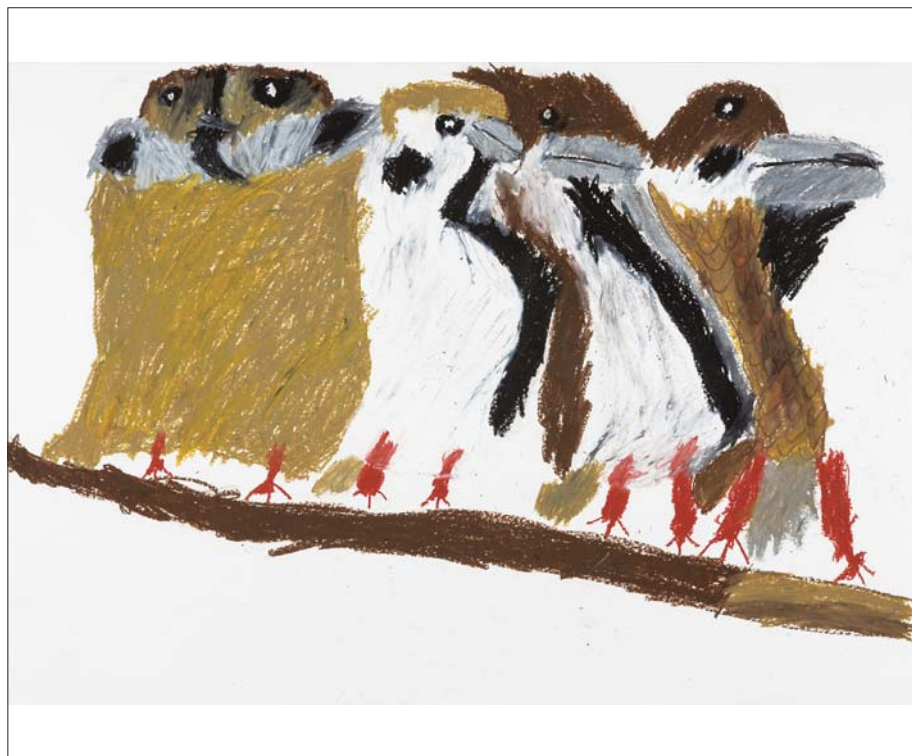


GLOBE

グローブ 2018 秋

95



(公財) 世界人権問題研究センター

「せんそうこじぞう」



太平洋戦争後、親も家も失った子どもたちが京都駅周辺などに多く集まっていました。仲間の餓死や自死、生きるための犯罪など、その過酷な経験や歴史を、生き延びた人たちが語り始めています。

一時保護施設で亡くなった孤児たちの遺髪・遺骨が残されていた大善院（京都市下京区）のそばに、2015年に設置されました。抱かれた地球にのる5体の「こじぞう」は「戦災孤児」「沖縄の戦場孤児」「原爆孤児」「引揚・残留孤児」「混血（国際）孤児」を示しています。

大規模な人権侵害をもたらす戦争。個人の生命を大切にしない時代。戦争孤児たちの体験を学び、記憶し、今日につながる問題として考えるためのモニュメントです。

GLOBE

GLOBE No. 95 2018 autumn 目次

連載	新しい人権問題への対応(その十一)……大谷 實	2
外部寄稿	文化芸術による共生社会実現のための 基盤づくりを指して……吉岡久美子	4
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その七)……坂元 茂樹	6
プロジェクトチーム一	デジタル・ネットワーク時代の 新しいデモクラシー?……松本 和彦	8
プロジェクトチーム二	明石民蔵の二男・省三について ―明石民蔵研究ノート……山内 政夫	10
プロジェクトチーム三	子どもの権利条約と 外国人の教育について考える……有江ディアナ	12
プロジェクトチーム四	夜空の星々に思いをはせる……軽部 恵子	14
プロジェクトチーム五	新しい在留制度の実施にともなう 人権保護の課題……薬師寺公夫	16
プロジェクトチーム六	職場におけるハラスメントへの対応 京都ジョブパークの発展と 今後の展開について……河島 幸一	18
事業案内	2018年度 人権大学講座……	22
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内……	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…【スズメ】
■作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供> 高島晃平 2016年制作

新しい人権問題への対応(その十二)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 實

法務省は、七月六日、日本を震撼させたオウム真理教による一連の事件について、死刑が確定した教団元代表の松本智津夫ほか七人の死刑を執行し、また、同月二六日には残る幹部六人の死刑囚、併せて一三人の死刑を執行したのでした。二〇日間で同一関連事件の犯人一三人が執行されたのは異例であり、天皇の代替わりや東京オリンピック・パラリンピックを控えているというように、理由はいろいろあったようですが、その問題はさて置き、本連載では、この度の死刑執行について新聞等で掲載された二名の方のコメントを中心に、二回に分けて「死刑の人権問題」について考えてみることにします。

その一人は、ノーベル賞候補として、毎年選考の時期

には大きな話題となってきた作家の村上春樹氏です。村上さんのコメントは、毎日新聞七月二九日朝刊のものですが、「一般的には、死刑制度そのものとして反対する立場」を採る死刑反対論を前提としたうえで、被害者の遺族の苦しみと直接触れた体験から、「私は、死刑制度に反対です。」とは、少なくともこの件に関しては、簡単には公言できないでいる」と述べておられました。

ご存知のように、村上さんは、それまでの作品でも「地下鉄」を舞台にした作品があった関係から、地下鉄サリン事件の加害者および被害者にインタビューを行い、一九九七年に講談社から「アンダーグラウンド」と題して、また、一九九八年一月には「約束された場所―underground 二」を続編として著しています。

もう一人は、著述家で、松本サリン事件の犯人ではないかと疑われて酷い目に遭わされた河野義行氏のコメントです(朝日新聞七月二七日朝刊)。河野さんは、「人間は間違うという前提にたてば、冤罪はありうる。冤罪で死刑になっていいのかという考え方から、死刑には反対である」と述べて、この度のオウム死刑囚の執行についても反対し、「考えられるとすれば、終身刑が極刑だったのでは」とコメントしています。

河野さんは、一九九四年に発生した松本サリン事件の第一の通報者でありましたが、長野県警は河野さんの犯

行ではないかと疑い、河野さんの自宅を家宅捜査し、本人や家族に対して断続的に取調べをしたのです。しかし、やがて、松本サリン事件はオウム真理教の犯行であることが判明し、ようやく河野さんへの疑いが晴れたのでした。また、河野さんの奥様は、サリンによる被害により意識不明の状態が長く続き、二〇〇八年八月五日に六〇歳で亡くなっています。河野さんの受難は警察からのものだけではありませんでした。新聞等のメディアは、河野さんを有力な容疑者とみなして河野犯人説を喧伝しまくったのです。

こうした警察およびメディアに対する河野さんの怒りや苦しみは、想像を絶するものがあつたかと推察します。しかし、多くのオウム真理教事件の被害者遺族は死刑を求めたのですが、河野さんは事件当時の見解を変えないで、執行の報道後も死刑ではなく終身刑にすべきだとコメントしたのです。

村上さんは、死刑制度には反対だけでも、今回の死刑執行には反対だとは言にくいとしたのでした。これに対し、河野さんは、死刑判決でも無実の場合がありうるものであり、執行してしまえば取り返しがつかなくなるから、仮釈放が認められて途中から釈放されることがある現在の無期刑ではなく、より重い、一生社会には戻れない終身刑にすべきであつたと言つたのです。

お二人とも、現在行われている絞首による死刑制度、すなわち、囚人を踏板に立たせ、縄を首に巻き付けた上で、踏み板を開落させて窒息死させる執行方法には反対だとしながらも、村上さんの方は、オウム真理教関係の死刑囚の執行に関連して、死刑制度に反対だとは言にくいとしている訳です。先のコメントだけでは真意はわかりませんが、被害者やその遺族の悲惨な状況ばかりでなく、苦しみや怒りを具体的に知ると、死刑制度反対といつたきれいごとでは済まされないとというのが本音のところではないかと思えます。私の周辺にも、普段は死刑反対を唱えていながら具体的な状況によつては死刑もやむをえない場合があると考えている人は意外と多いのであつて、村上さんもそのお一人かと考える次第です。

これに対して河野さんの態度は明快です。刑事裁判には誤判の可能性が常にあり、冤罪で死刑になつてしまつと、最早、取り返しがつかないから、死刑には絶対に反対するというのです。死刑反対論者の最有力者であつた団藤重光元最高裁判事も、誤判の可能性を根拠として死刑に反対しています。賛成論者を論破するまでには至っていないようです。次号では、以上の叙述を踏まえて、死刑の人権問題に注力することになります（以下、次号）。

文化芸術による 共生社会実現のための 基盤づくりを目指して



京都市文化市民局 文化芸術都市推進室
文化芸術企画課
計画推進担当課長

吉岡久美子

一 「文化芸術」による社会的課題の緩和や解決

「文化芸術」には、人の心を豊かにし、他者と共感し合う心を通じて人間相互の理解を促進し、つながりを生み出す力があります。近年、「文化芸術（アート）」と「社会」との関係が注目を集め、社会的に困難を抱えている人が、文化芸術の力で潜在能力を発揮し、社会とつながる様々な実践が試みられています。

このような中、京都市においても、あらゆる人々が、ともに自由で幸せな生活を送ることのできる「共生社会」の実現を目指すため、社会的困難を抱えている人々に、文化芸術に触れてもらう機会を拡充すること等で、

社会参加の機会を増やし、その困難の緩和・解決を図る、いわゆる「社会包摂」の取組を進めています。

二 京都市における「社会包摂」の取組

文化芸術による「社会包摂」の取組として、京都市では、平成二九年度に「文化芸術で人が輝く社会づくりモデル事業」を実施しました。三つのモデル事業（①児童養護施設での音楽プロジェクト、②LGBT・セクシャルマイノリティをめぐる事例を読み解きアートとの関係を考えるワークショップ、③民族問題を背景に持つ高齢者との芸術表現の取組）に取り組みとともに、市内外の施設における社会包摂の先行事例調査を行った結果、「福祉施設等におけるアートプログラムの事例を増やしていくため、社会包摂的な観点からアートプログラムを展開できるコーディネーターの養成に注力すべき」との方向性が見えてきました。

これを踏まえ、平成三〇年度は、「文化芸術による共生社会実現のための基盤づくり事業」を実施し、文化芸術と社会課題をつなぎコーディネーターする人材の育成や、文化芸術の取組に着手しようとする際の相談窓口の在り方などの企画、準備を行っています。人材育成の取組の一環として、社会包摂アートプログラムを展開できるコーディネーターを育成するための基本的

な人権問題や社会的課題を学ぶ連続講座「共生社会実現のためのアートマネジメント入門」を実施しています。

アートマネジメントとは、美術館、劇場、コンサートホール等の文化施設を拠点として、アートと社会を効果的につなげていく仕事のことですが、本講座では福祉施設、病院、被災地など、これまでアートとは疎遠と思われてきた場所でのアートマネジメントに焦点を当てて紹介しています。社会的課題や不利益といった困難と向き合い、社会とのつながりを再構築して「共生社会」の実現を目指すためにアートはどのような役割を果たし得るか、その基礎知識や手法についてお伝えしています。

また、文化庁の助成を受けて、京都精華大学が京都市、公益財団法人世界人権問題研究センターと協働し、基本的な人権の知識を学び、社会包摂を視野に入れたアートマネジメントの専門家を育成する講座「芸術実践と人権・マイノリティ、公平性、合意について」を実施されています。

これらの学びの場を提供することで、文化芸術と社会課題の橋渡しをする「コーディネーター」を目指す人の育成につなげていきたいと考えています。

京都では毎年多くの芸術系大学の卒業生が輩出されていますが、卒業後は若手芸術家が芸術活動から退い

ていく、あるいは仕事を求めて京都を離れていくという現状があります。京都で育った若手芸術家が社会包摂を実践する現場で活動する、あるいは「コーディネーター」として活躍できるといことが浸透すれば、若手芸術家の活動の場を広げ、雇用を生むことにもつながるのではと考えています。

三 共生社会の実現のための基盤づくりと文化芸術振興

社会課題が多様化する現代社会において、文化芸術による社会包摂の取組が共生社会の実現に果たす役割はますます重要性を増しています。将来を見据え、京都市では、現在、コーディネーターの育成や、文化芸術の取組に着手しようとする際の相談窓口の開設に向けて、基盤をどのようにつくっていくかを検討しています。

こうした社会包摂の取組を進める基盤をつくることは、社会課題の緩和・解決に資するという効果だけではなく、「文化芸術都市・京都」として文化芸術振興にも大きな効果があると考えています。

この取組は、成果がすぐに見えるものではありませんが、地道に取り組むことで効果が少しずつ広がっていくものと考えています。文化芸術による共生社会の実現を目指し、引き続き取組を進めてまいります。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その七)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第一回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇〇九年一月七日に行われました。事前に提出された北朝鮮の国家報告書には、他の国の報告書にはみられない特徴がありました。各国は、「人権の保護と促進に対する障害と課題」の中で、自国内の人権の実現を妨げている障害や課題を取り上げるのですが、北朝鮮は、その障害として米国の北朝鮮に対する敵視政策を取り上げていたからです。

北朝鮮によれば、米国は人権保護を口実に内政干渉を行っており、米国による制裁が朝鮮人民の人権の享受を深刻に阻害していると非難したのです。さらに、

二〇〇三年以来のEU提案による国連における北朝鮮人権決議を含む反北朝鮮キャンペーンが北朝鮮の人権分野における国際協力に対する障害となっていると主張しました。こうした主張を踏まえて、北朝鮮は、主権、尊厳そして人民の人権を保護するためによりいっそう自衛手段を強化すると述べるに至っては、人権基準実施のための各国の能力向上を目指すUPRの本来の趣旨とはかなりかけ離れた国家報告書になっているといわざるを得ません。

国連加盟国同士による人権状況の相互審査というUPRの性格も手伝い、UPRでは友好国はあまり厳しい質問や意見を述べない傾向があります。実際、いくつかのアジア諸国は北朝鮮の人権状況を積極的に評価しました。たとえば中国は、憲法や法律で人権の尊重が規定されていることを評価し、パキスタンも保健や教育へのアクセスを十分に確保している体制を評価しました。ミャンマーやベトナムも、同様に好意的な評価を行いました。

たしかに、UPRは個々の国家の人権状況を非難する場ではなく、事態の改善のための建設的な対話の場

です。しかし、自国の人権状況に同様の非難が向けられることを恐れる国によって、現状から大きくかけ離れた評価が行われるようでは、政治的評価だとの非難を免れないように思われます。これらの国の態度は、UPRに参加した西欧諸国が、北朝鮮の人権状況について極めて深い憂慮を表明したと好対照をなしています。

UPRで西欧諸国の批判の対象になったのは、裁判手続によらない処刑、拷問、非人道的又は品位を傷つける取り扱い、表現の自由や移動の自由の制限、政治的反対者の失踪、拉致問題、政治犯収容所、強制労働、社会的出身に基づく差別、朝鮮戦争による離散家族の再会が実施されていないこと、適正手続の制度的な欠陥、政治的及び宗教的な理由による死刑、女性や子どもに対する暴力、人身売買などです（米国、ベルギー、フランス、英国、ノルウェー、ドイツ、オランダ、スペイン、スイスなど）。

しかし、北朝鮮は、西欧諸国によるこうした懸念は北朝鮮に対する偏見の産物であると反論して、こうした人権違反を否定しました。結局、北朝鮮のUPRで

は一六七もの勧告が採択されました。国際社会を驚かしたのは、この一六七という勧告の数の多さではなく、これらの勧告を頑なに拒否し続けた北朝鮮の態度でした。北朝鮮は、五〇の勧告を受け入れず、残りの一一七に対してもその態度を表明しませんでした。

幸い、二〇一〇年三月一八日に採択された作業部会の報告書では、北朝鮮が検討して回答することになった二九の勧告が掲載されました。各国は、この結果に安堵しました。なぜなら、仮に北朝鮮がすべての勧告を受け入れない場合には、勧告の実施を審査する北朝鮮の二巡目のUPRが困難になるからです。こうした態度変更の背後には、国連人権理事会事務局長の説得や努力があつたものと推測されます。

北朝鮮の事例は、かつての人権委員会に巣くつていた過度の政治化の克服が容易でないことを示しています。UPRにおいて各国が政治化の弊害をどれほど克服しえるかについては、もう少し時間が必要だと思われれます。現在の時点でいえることは、国連による北朝鮮人権決議を政治的で選択的だと非難する北朝鮮の態度こそが人権問題を政治化しているということです。

デジタル・ネットワーク時代の 新しいデモクラシー？



研究センター研究員
大阪大学大学院高等司法研究科教授

松本 和彦

1. シュヴァルム・デモクラシー

ミュンヘン大学のイエンス・ケルステン (Jens Kristen) 教授は、昨年、「リベラルな立憲国家におけるデジタル変遷」という副題の付いた書物『シュヴァルム・デモクラシー』を公刊した。シュヴァルム (Schwarm) とは、英語の swarm に相当するドイツ語であり、もとはミツバチの群れのような、昆虫や鳥の群遊を指す語であった。ケルステン教授は、これを人間集団の比喩として用い、さらにデモクラシーの語に接続した。あえて訳をつければ、群れた人間集団の民主主義とでもなるうか。

ケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スマートフォンで情報収集し、自分の関心に合った集会や会合があればそこに出かけていき、波長の合う仲間をやり、世間に対し共に意見表明する人々の集合体である。場合によれば一緒にデモも行うが、必ずしも互いのことをよく知っているわけではなく、ネットを通じてつながっているとはいえ、関心次第で結成も解散もする定形を持たない集合体である。Flash mob あるいは smart mob と呼ばれることもある。このような人間集団が民主主義の母体になるというのである。

2. シュヴァルム・デモクラシーのライトサイド

シュヴァルムは明らかに従来のな政治団体とは異なる。シュヴァルムの構成員は自律的個人であるが、そうした個人で構成される集団の結束力や規律はあまり強いものではなく、集団への出入りも自由である。構成員はデジタル機器を通じてコミュニケーションすることが多く、面識がないもの同士でも比較的容易につながり合うことができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、団体の中に自らを溶け込ませる必要もない。団体への帰属に息苦しさを感じるようなら、そのまま退出すればよい。行動することへの心理的ハードルの低さがシュヴァ

ルムの特徴である。

ケルステン教授はこのような特徴を持ったシュヴァルムの政治的示威行動に注目する。シュヴァルムは、自らの意思を公に表明したいと思う個人に対して、アクセスしやすい帰属先を提供する。スマートフォンさえあれば、どこに自分に合ったシュヴァルムがあるのか、すぐに分かるし、そこが自分の帰属先でないと感じれば、すぐに離れることもできる。参加への取引費用は最少で済む。これが公衆の政治参加・意見表明を促進する。シュヴァルムは新しい民主的正統性の獲得を期待させるのである。

デジタル機器を通じたコミュニケーションは個人の匿名性を確保するのに好都合である。仲間内でも身元を明かさないうで済むし、何より公権力に尻尾をつかまれるおそれが小さい。示威行動が公権力との間で何らかの軋轢を生むとしても、それによる制裁のリスクを恐れる必要がない。その限りで自由を謳歌し、自由に政治参加・意見表明ができる。これがシュヴァルム・デモクラシーである。

3. シュヴァルム・デモクラシーのダークサイド

他方、軽やかなシュヴァルム・デモクラシーの長所は、

そのまま短所へと転じる。行動することに支障が少なく、シュヴァルムへの参加も退出も容易であるということでは、それが誤った（場合によっては違法な）振る舞いであっても、容易に惹起されるということであり、しかも簡単には規制できないということである。そのような振る舞いのうち、最近特に問題視されているのがヘイトスピーチである。それは、例えば、路上でのヘイトデモの形で表れることもあるし、あるいは、ネット上でのヘイトスピーチの書き込みという形で表れることもある。いずれも制裁は受けないだろうという楽観と面倒なことになつたら逃げればよいという甘えに依存する。もちろん、それは一部の振る舞いに過ぎないものの、シュヴァルムの性質が、自己の発言に最低限度の責任すら負おうと思わない態度を醸成するのも事実である。

人権もまた彼らの味方である。表現の自由があると主張できる。表現の自由であっても、人格の尊厳を傷つけてよいわけではないが、ヘイトスピーチの単純な禁止は原理的な躊躇を招く。ケルステン教授もシュヴァルム・デモクラシーのアンビヴァレンスを指摘する（のみである）。ひよつとすると、これを人権 v.s. 人権の構図で捉えるのは間違っているといわれるかもしれない。問い直されているのは、やはり民主主義のあり方である。

明石民蔵の二男・省三について ― 明石民蔵研究ノート



研究センター研究員
柳原銀行記念資料館事務局長

山内 政夫

柳原銀行記念資料館の開館前から二〇年以上、明石民蔵を追い続けて来た。

これまで柳原銀行初代頭取・明石民蔵は、田中村の「親友夜学校教育頼母子講」の経営難に自らの全財産を投入し、打ちひしがれたまま亡くなったと考えられてきた。しかし近年、調査する中で、明石のこれまでとは違う多様な姿や、家族のことがわかってきた。特に二男・省三は、父の意志を受け継ぎ、自主的改善運動を活発に行っていたようだ。

一、「京都皮革株式会社」上棟式記念写真から

この写真は、柳原銀行記念資料館のオープン時に地元有力者から寄贈されたもので、京都皮革株式会

社は一九一一（明治四四）年、木村良が社長、監査役に明石民蔵、専務に明石の同志・前田治之助がついた。会社は現・柳原銀行記念資料館の北側にあった。写真には約五〇人が写っているが、特別展示に使用するため拡大してみた所、様々な人物がいる事が判明した。

特には前列の人物が興味深く、中央には元衆議院議員の木村良、すぐ横には木村の弟、増田伊三郎、前田治之助、明石省三、そして父・明石民蔵が居る。写真の右端には、民蔵の妻「ゑ以」まで写っている。これは大発見であった。明石民蔵の妻や省三の顔は、まだ判明していなかった。

しかし、人物の特定には手こずり、かなり時間がかかったが、決めてとなったのは、明石民蔵の自主的改善運動の同志で柳原小学校六第校長「玉置嘉之助」の長男・玉置新氏に会い、写真を見てもらった事だ。それはいかにも幸運であった。この少年は「省三兄だ」、この婦人は「民蔵氏の奥さんだ」と、明快に教えてもらった。省三は緊張の中にも左手を腰に当てて正面を向き、緋の着物に袴を着ている。

明石民蔵は子宝に恵まれ、妻・ゑ以との間に二男、六女の子供を授かった。長男、長女は早くに亡くなったが、二男・省三は退役の後、地元「国民研究会」の活動家として活躍し、二女「每みゑ」は、柳原銀行の設立時からの同志・明石周治郎の三男・秀次郎

に嫁ぎ、その絆を強固にした。三女・小夜は、大阪の西浜地区の富豪である、竹田由松の長男・学之助に嫁いだ。四女・瑳古と六女は、地元・柳原小学校の教壇に立った。瑳古は、大阪府河内郡の新堂村出身で、柳原小学校の代用教員の男性と、職場で知り合い結婚した。五女・麻耶は、大札奉祝記念に際して、京都女子高等学校から推薦され、和歌、絵画を天皇に献納した事が「明治の光」に掲載されている。中でも省三のみが、父の後を追うように「国民研究会」に参加した。

玉置新氏は「省三兄は、我一族の誇りであった。民藏氏の唯一の倅であり、父の期待に懸命に答えようとした。その姿を記憶している。」と言った。晩年、明石民藏は破産に近い状態であった。それを助けたのは、大和同志会や、その周辺の人々であった。省三は、そのことを大切したのではないか。

二. 大和同志会の機関誌「明治の光」と「国民研究会」より

省三の軍隊時代、大和同志会の機関誌「明治の光」には、一九一二（大正元年）九月七日、京都山城の宇治川において、大毎日新聞京都支局主催の「水馬大会」で二〇名の参加の中、優勝しており、まるで実況中継がごとの記事が載っている。

一九二二（大正一一）年一月一五日と一六日に、「東

七条水平社」が内浜材木町の「寄席小屋」で創立された。同年二月二三日、反水平社団体の「国民研究会」の幹部として、明石省三が登場する。その肩書は「在郷軍人崇仁支部長」として、崇仁青年団の幹部達とともに、地域の重鎮として活躍しようだが、なんといいっても父・明石民藏の存在が大きくものを言ったのであろう。

三. 終わりに

佐賀部落解放研究所の白石正明氏が、京都部落史研究所報（一九七九）年に掲載された「京都柳原と部落改善運動」の中で、崇仁における明治の初期から全国水平社創立直前を描き、自主的改善運動の姿を明石民藏の行動を追いながら述べ、これまでにない焦点の当て方で全国水平社に至る道程を示した。全国水平社は、ある日突然、近代史に姿を現すのではなく、その源流を明治期の自主的改善運動に求めた。

その影響を受けて「柳原銀行の本社屋の保存運動」に至り、記念資料館の設立に向かう事になった。重光豊氏の「柳原銀行史」は、「部落民による銀行史」という、いままでにない新しい観点から、柳原銀行や明石民藏の姿を描いたものである。

柳原銀行記念資料館では、これまでの調査をさらに広げて深め、明石民藏の家族の肖像を、さらに明らかにしていきたいと考えている。

子どもの権利条約と 外国人の教育について考える



研究センター研究員
大阪産業大学他非常勤講師

有江 アイナ

一九八九年秋、子どもの権利条約（以下、条約）は、一八歳未満のすべての人（子ども）の保護と基本的人権の尊重を促進する目的として国連総会において全会一致で採択された。日本は一九九四年に批准した。

条約の実施を監視する子どもの権利委員会（以下、委員会）は、特定条項の中身の明確化とその実施のための措置の解釈を示し、締約国に条約の履行を促進させることを目的として一般的意見を作成する。二〇一七年一月、委員会は移住労働者権利委員会と合同で、「国際移住の文脈における子どもの人権についての一般的な原則及び国家の義務に関する合同一般的意見」（一般的

意見二二号及び二三号）を採択し、国際移住によって子どもたちが直面する多くの課題において、子どもの権利の尊重、保護及び充足の確保のための取組みと、条約の発展的な解釈の必要性について言及した。

国際移住する子どもは、多くの場合、居住国の国籍を有しない外国人であり、かつ、子どもであることから「二重の脆弱性」に直面し、権利が侵害されている。教育面では、公教育の機会、教育制度上の手続及び教育内容や母語・母文化教育の位置づけの問題等が挙げられるほか、外国人である又は特定の国籍を持つことから、国民や他の外国人とは異なる扱い（学習権の否定、授業料の徴収等）を受けていることが世界各地で報告されている。

教育は人権であり、かつ、ほかの人権を実現させるのに必要不可欠とされる。条約第二八条は、子どもの教育についての権利を認め、教育の整備等を具体化し、第二九条では、教育の目的、保障される教育内容が規定されている。これに関連して、第二条一項は、「締約国は、その管轄の下」にある子ども又はその親、法定保護者の「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位」に関する差別禁

止事由を設け、条約に定める権利の尊重及び確保を求めている。国籍への言及はないが、条約のすべての権利が、文言通りに管轄下の子どもに適用されるならば、外国人の子どもの権利も尊重及び確保されるべきだと解される。実際、条約の起草過程では、締約国の領域に在留する外国人の子どもについては、条約で付与される権利を認める旨が修正草案第五条として明記されていた。修正草案は、一九七八年のポーランド草案の翌年に出され、設置された作業部会で審議が重ねられた。しかし、親の在留の合法性、移住労働者、非正規外国人の法的地位等に関する議論の末、削除された。

条約には盛り込まれなかったが、委員会の見解ではこの点について現在でも明確に示されている。条約の実施状況を定期的に報告し、委員会からの審査を受ける制度の下、締約国の政府報告書に対する委員会の総括所見に着目すると、教育分野における外国人と移民の背景を持つ子どもへの権利が侵害されているとの懸念が多数示されている。特に、国家間の過去又は現在の外交関係により、特定の国の出身者に対する教育への不当な制約が挙げられている。委員会は、庇護を求めらる者、難民、無国籍者及び非正規外国人等にも教育機会が保障されると勧告している。母語教育、異文化間

教育等の提供に関する指摘が多く見受けられる一方で、日本に対してのみ外国人学校や民族学校についての言及がなされていることが特徴的である。また、居住国での子どもの将来と雇用も考慮され、学習到達度の低さと途中退学の改善及び高等教育への進学の促進が要求されることも少なくない。日本は、委員会による過去三度の審査で、外国人学校出身者の高等教育の進学の機会の不平等が指摘され、二〇一〇年には、中華学校、朝鮮学校等に対する補助金不足に関して増額が求められた（次回は、二〇一九年第八〇会期に審査予定）。さらに、一部の締約国に対し、立法及び政策上の教育機会の提供に止まらず、実質的な権利保障の確保、結果としての平等の実現を求める勧告が出されている。

人種主義、外国人排斥運動等の不寛容が世界で拡大している現在、「二重の脆弱性」に直面する外国人の子どもへの享受すべき権利が危険にさらされている。「すべての子ども」の基本的人権の尊重と確保に努める条約であるが、審査で勧告がなされても、改善されない場合もあり、制度にも限界がある。外国人の子どもを含め、基本的人権である教育についての権利のより効果的な保障を確保していくために、締約国に条約の履行を促進させる現行制度の見直しと強化が求められている。

夜空の星々に思いをはせる

研究センター研究員
桃山学院大学法学部教授

軽部 恵子

今年の夏は異常に暑かったが、天体ショーは充実していた。六月二十七日、小惑星「リュウグウ」に宇宙航空研究開発機構 (JAXA) の小惑星探査機「はやぶさ2」が到着した。翌月の一七日に「はやぶさ2」は約6 kmまで近づき、表面にある大小様々な岩石の陰影をくつきりと映し出した。八月七日には高度851 mのところまで接近し、撮影に成功した。二〇一〇年六月、小惑星「イトカワ」に着陸した小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還したのに続き、月以外の天体から再びサンプルを持ち帰ることができるか、大いに期待が高まる。

七月三十一日、火星が地球に大接近した。前回二〇〇三年の距離5,576 kmには及ばなかったが、今回は5,759 kmで、明るさはマイナス2等を超えた。夜空に浮かぶ暗赤色の天体には、ギリシャ神話の凶暴な戦争の

神アレース (英語で Mars) の名が付いているが、古代中国でも「赤い惑星」は戦乱や災いの予兆と考えられていたという。今回の最接近は二〇二〇年一〇月六日で、距離は6,207万 kmである。二〇三五年九月一日には5,691万 kmにまで近づき、明るさはマイナス2.8等になるとのことだ。

夏は、木星 (Jupiter) の観測にも最適である。太陽系最大の惑星は、ギリシャ神話の主神ゼウスにちなむ。古代中国では歳星と呼ばれた。七月二十日、木星を周回する衛星が新たに一二天体も発見されたが、そのうち一つは軌道が他と逆行していた。発見には、日本の国立天文台ハワイ観測所 (ハワイ島マウナケア山頂) の大型光学赤外線望遠鏡「すばる」が貢献したという。これで、木星の衛星は計七九となった。

「惑星」と言えば、英国の作曲家ホルスト (Gustav Holst, 一八七四—一九三四) の組曲『惑星』(The Planets, Op. 32) が思い出される。この作品は管弦楽曲で、火星、金星、水星、木星、土星、天王星、海王星が描かれている。最も有名なのは、第四曲「木星―快楽をもたらす者」である。日本では、歌手の平原綾香が中間部に日本語の歌詞を付け、『Jupiter』と題して、二〇〇三年にデビューした。英国では、同じ部分に外交官のスプリング・ライ (Cecil Spring-Rice, 一八五九—一九一八) の詩が当てられた。愛国歌・賛美歌「祖国よ、我は汝に誓う」(I Vow to Thee, My Country) は、今も英国国民に広く親し

まれている。

ホルストが『惑星』を作曲したのは、一九一四年から一九一六年にかけてであった。一九一四年七月末に第一次世界大戦が勃発したが、神経炎と極度の近視により彼は兵役を免除され、同年に「火星」「金星」「木星」を作曲した。翌年、「土星」「天王星」「海王星」を作曲し、三年目に「水星」を仕上げ、組曲を完成させた。初演は、大戦終結後の一九一九年二月末であった。

一九三〇年、海王星の外側に冥王星が発見されると、ホルストは追加の作曲に取り組んだが、未完のまま一九三四年に死去した。もっとも、二〇〇六年八月、ブラハで開かれた国際天文学連合総会は「惑星の定義」を採択し、他の惑星と大きさも軌道も著しく異なると長年指摘されていた冥王星を、新カテゴリー「準惑星」(dwarf planet) に分類した。

今回、ホルストについて調べていて、彼が一九一五年に組曲『日本』(Japanese Suites, Op. 33) を書いたことが初めて知った。管弦楽曲は、「前奏曲―漁師の歌」「儀式の舞」「操り人形の踊り」「間奏曲―漁師の歌」「桜の木の下での踊り」「終楽章―狼たちの踊り」の全六曲で構成される。欧米で活躍した日本の舞踏家・振付師の伊藤道郎(一八九三―一九六一)。演出家の千田是也の兄)から依頼されたもので、日本の民謡の旋律に基づいている。ホルストと日本の意外な接点を知ったのは、大きな収穫であった。

参考サイト

- 国立天文台「すばる望遠鏡とは」
<https://www.nao.ac.jp/research/telescope/subaru.html>
- 同上「次回以降の火星最接近はここへ」
<https://www.nao.ac.jp/astro/feature/mars2018/next.html>
- 同上「質問58」惑星の定義とは?」
<https://www.nao.ac.jp/faq/a0508.html>
- JAXA「小惑星探査機『はやぶさ2』(MUSES-C)」
http://www.jaxa.jp/projects/sat/muses_c/index_j.html
- 同上「小惑星探査機『はやぶさ2』」
http://www.jaxa.jp/projects/sat/hayabusa2/index_j.html
- すばる望遠鏡「すばる望遠鏡「木星の新衛星発見」に貢献」
https://www.subarutelescope.org/Pressrelease/2018/07/20_j_index.html
- HMV「ホルスト (1874-1934) プロフィール」
http://www.hmv.co.jp/artist_ホルスト-1874-1934_00000000021141/biography/
- 同上「ホルスト：日本組曲」他」
<http://www.hmv.co.jp/news/article/1207090001/>
- 世界の民謡・童謡「ホルスト 組曲『惑星 The Planets』」
<http://www.worldfolksong.com/classical/gustav-holst-planets.html>
- 同上「木星(ジュピター) ホルスト組曲『惑星』より第4曲」
<http://www.worldfolksong.com/classical/gustav-holst-jupiter.html>
- Gustav Holst Info,“(1915) Japanese Suite Op. 33”
<http://gustavholst.info/compositions/listing.php?work=19>

新しい在留制度の実施にともなう

人権保護の課題



研究センタープロジェクトチーム五

(移住者と人権) チームリーダー

立命館大学大学院法務研究科特任教授

薬師寺公夫

最近、出入国管理に関するニュースが注目を集めている。一つは、現在の法務省入国管理局を格上げして出入国管理部と在留管理支援部からなる入国在留管理庁(仮称)を来年四月に発足させるというものである。もう一つは、その背景ともなっている本年六月の政府の「骨太の方針」の一環として検討されている新たな在留資格の設定である。

「骨太の方針」と新しい在留資格

例えば介護の分野では、二〇〇八年に経済連携協定の実施として介護福祉士の国家試験を五年以内に合格

した者、さらに二〇一七年には在留資格に介護を追加して介護専門学校に留学して「介護」資格に合格した者にも同様の待遇を与え、同年一月には介護の分野でも技能実習生の受け入れを可能にしてきた。現行制度でも技能実習生の資格で入国した人は最長五年まで日本で働くことができるが、二〇一九年に新設される新しい在留資格は、技能実習生を終了した者にさらに最長五年日本で働くことを認めようとするものである。

技能実習制度の目的と運用の問題点

しかし人材不足に対処するための外国人技能実習制度の利用には、問題点もある。この制度は、本来、日本の技能を修得してもらうことにより日本の優れた技術を海外に移転し国際的に貢献することを目的としている。しかし新聞報道等によれば、技能修得に不可欠な「必須業務」に従事させず希望外の職場で働かせるといった法律に違反する事業所やこれを有効に監視できていない管理団体が存在する。最低賃金を少し上回る水準の賃金の問題も指摘されている。より根本的には、日本の今後の人口ピラミッドや高齢化社会の推移を考えると、長期的には技能実習制度修了者に対して最長五年日本で働く権利を延長することのみによって

対処できるとはとても思われない。

「移住労働者」とは？

経済のグローバル化に伴い、移住労働は世界的に増加しており、列国議会同盟・国際労働機関・国連高等人権弁務官事務所作成の『移動、人権およびガバナンス』（二〇一五）によれば、一年以上にわたり国籍国以外で居住する人の数は約二億三二〇〇万人で、その内経済活動従事者が約一億五〇〇万人（二〇一〇年）で、経済活動に従事する移住者一人当たり一被扶養者がいると計算すると、移住労働者とその家族が全移住者の九〇%を占める勘定になる。したがって、移住者の人権保護の問題はその大部分が移住労働者とその家族の権利保護の問題となる。移住労働者権利条約第二条一項によれば、「移住労働者とは、その者が国民でない国において報酬を得る活動に従事する予定である者、現に従事している者、又は、従事していた者をいう」と定義されている。

移住労働者の権利

日本でも今後、経済競争の展開や高齢化社会の進行に伴い、移住労働者の数が増加し、外国籍労働者およ

びその家族の人権保護が重要な課題となってくると思われる。移住労働者権利条約の特徴の一つは、正規移住労働者と不正規移住労働者とを区別しつつも、労働の報酬、超過勤務、労働時間、保健等の労働条件、労働組合権、社会保障に対する権利、緊急医療を受ける権利など多くの基本的権利について、この正規労働者が不正規労働者かに関係なく、また原則として国民に認められるのと同等の権利を保障するように国に義務づけている点にある。日本は人権理事会の第2回および第3回の普遍的定期審査（UPR）で、移住労働者権利条約の批准またはその検討を求める勧告について、慎重に検討すべき事項が多くあることを断りつつ勧告自体は受諾した。条約の義務は多岐にわたり、相当の国内法の変更を必要とする事項を含んでいるため、容易に批准できる状況にあるとはいえないが、外国籍労働者とその家族の受け入れを必要とする以上は、これらの人々の人権を適正に保護できる条件を整備する必要がある。プロジェクトチーム五の移住者と人権は、外国籍労働者とその家族が実際に働き生活をする現場である都道府県、市町村の視点から、これらの人々の実態分析を踏まえて人権保護のあり方について検討を深めることが期待されている。

職場における ハラスメントへの対応



研究センター研究員
同志社大学法学部教授

上田 達子

職場におけるいじめ・嫌がらせ（ハラスメント）は、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものである。ハラスメントにより労働者が名誉・人格権等を侵害された場合に、当該労働者は、ハラスメント行為者に対して不法行為に基づく損害賠償請求（民法七〇九条）や、会社（使用者）に対して不法行為に基づく損害賠償請求（民法七〇九条、七一五条）又は職場環境配慮義務違反として債務不履行に基づく損害賠償請求（民法四一五条）等をなすことができる。もともと、ハラスメントに対しては、事後的な救済に加えて事前の予防が大切である。

セクシュアル・ハラスメントとマタニティー・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法（均等法）及び育児介護休業法（育介法）において、ハラスメント防止のための事業主（使用者）の雇用管理上の措置義務（指針（平成一八・一〇・一一厚労告六一五号、平成二一・二二・二八厚労告五〇九号、平成二八・八・二厚労告三二二号）によれば、（i）事前措置義務として、①事業主の方針の明確化と周知、②相談・苦情処理体制の整備、（ii）事後措置義務として、③事実関係の迅速かつ正確な確認、④被害者及び行為者に対する適切な措置、⑤再発防止措置等）が規定されているが（均等法一一条、同一一条の二、育介法二二五条）、パワー・ハラスメントについては現在そのような規制はない。

パワー・ハラスメントについては、二〇二二年厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」（二〇二二年厚労省報告）において、法的な定義ではないが、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義され、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間、同僚間、部下から上司に対する行為も含

む概念とされた。また典型的な行為類型として、i 暴行・傷害（身体的な攻撃）、ii 脅迫・名誉棄損・ひどい暴言（精神的な攻撃）、iii 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの引き離し）、iv 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）、v 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）、vi 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）が挙げられた。行為類型のうち裁判例が最も多いのが、ii の類型の上から部下への言動である（上司の言動（教育・指導・叱責）に業務上の正当な目的・必要性があるか否か、また必要性がある場合であっても、その態様・発言内容等に照らして相当性があるか否かを基準として、当該言動の違法性の有無が判断される）。

その後、都道府県労働局における職場の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数の増加等により、職場のパワー・ハラスメント防止を強化するため、二〇一八年三月に厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」（二〇一八年厚生労働省報告書）が公表された。同報告書は、パワー・ハラスメントの概念について、二〇一二年厚生労働省報告で示された概念を参考にしつつ、①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）

行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害することのいずれの要素も満たすものを職場のパワー・ハラスメントの概念として整理して、各要素の具体例を挙げている。また防止対策の強化として、対応策の選択肢（①行為者の刑事責任、民事責任（刑事罰、不法行為）、②事業主に対する損害賠償請求の根拠規定（民事効）、③事業主に対する措置義務、④事業主による一定の対応措置をガイドラインで明示、⑤社会機運の醸成といった規定の創設や施策の実施）が示されるとともにその長所短所が議論された。③を中心に検討を進めることが望ましいと考えるが、現場で労使が対応すべきハラスメントの内容や取り組む事項をより明確化するために、具体例の収集、分析を行った上で、さらなる議論・検討を進める必要があるだろう。

国際的には、ILOにおいて現在「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する新基準（勧告に補足された条約）の採択が目指されており、こうした国際的な動向や二〇一八年厚生労働省報告書を踏まえた議論の進展が求められる。

京都ジョブパークの発展と

今後の展開について



京都ジョブパークセンター長
京都府商工労働観光部
総合就業支援室長

河島 幸一

一 京都ジョブパークについて

京都ジョブパークは、就職に関する相談から仕事の紹介、就職、職場への定着までをワンストップで支援する総合就業支援施設です。行政、労働団体、経営者団体などが一緒になって運営しており、開設以来、これまで約一年間で約六万八千人の就職内定者を輩出するなど、京都で働きたい求職者の方への就業支援はもとより人材を求める求人企業への人材確保機能も担っています。

二 進化を続ける京都ジョブパーク

京都ジョブパークのコンセプトは、

- ① 全国初！公・労・使による共同運営方式を採用
- ② 京都労働局・ハローワークとの連携によるワンストップ機能
- ③ 「働きたい！」みなさんのニーズに応じたきめ細かな支援
- ④ 全国初！企業応援団を結成

であり、関係機関との連携を強化し対応できる体制を整えています。

(二) 雇用環境の変化への対応

平成一〇年代半ば、有効求人倍率が〇・五倍を下回る雇用情勢の中で国のモデル事業の採択を受け「京都府若年者就業支援センター」を開設。平成一九年に、京都ジョブパークとして改組し、正規雇用による就職を目標として支援してきました。

開設以来、社会情勢の変化やニーズに応えるために、学生をはじめ若年から中高年までの求職者、子育て中の女性や一人親の方、障害のある方、京都にU・I・J・ターン就職を希望する方など、様々な立場の方に対応できるコーナーの細分化、専門化を図りきめ細かい求職者支援体制を整えてきました。

(二) 京都企業への人材確保機能の強化

現在は、有効求人倍率が一・五倍を超える水準で推移し、京都ジョブパーク設立当時とは逆に京都企業側の人

材確保ニーズが非常に高くなっています。

京都ジョブパークにおいては、平成二三年八月に「中小企業人財確保センター」を設置し、中小企業の魅力発信から人材の採用、定着までをトータルに支援するほか、一社ないし二〜四社程度で開催する個別・ミニ企業説明会の開催により求職者と求人企業とのマッチングを行っています。

また、京都府内の経済団体と行政が緊密に連携し、オール京都体制で府内中小企業の人手不足対策に取り組みために平成三〇年三月に「京都府中小企業人財確保推進機構」を設立し、京都企業への人材確保機能を強化し、「京都ジョブ博」などの合同就職説明会などの共同開催や多様な働き方への検討などに取り組んでいます。

(三) さらになる求職者支援に向けて

昨今の有効求人倍率が堅調に推移し、求職者にとっては好ましい雇用環境にあるとはいえ、一方で、京都ジョブパークにおいては就職活動の長期化する求職者が増加傾向にあり、京都ジョブパークでは、社会的なマナーやコミュニケーション力、責任感や実行力など、仕事をすすめる上で不可欠なヒューマンスキルや面接時のテクニカルスキルの習得に向けた人材育成研修（京都JPCカレッジ）を開催しているほか、必要に応じて、資格を持つ専門家による個別相談対応体制をとるなど、個々の求職者（相談者）の状況に配慮しながら伴走支援しています。

三 人権啓発の推進機関としての役割

(一) 企業への公正採用選考に向けた取組

京都ジョブパークは、就職に関する総合的な支援拠点であります。企業の人材確保支援とともに、公正な採用選考が行われるよう啓発も行っていきます。

公正な採用選考とは、家庭の事情や出身地などによる選考を排除し、応募者本人の適性、能力のみを基準として選考するというものです。

京都ジョブパークを利用して人材確保を試みる求人企業に対しては、企業支援コーナーの職員が、また、京都ジョブパークが直接支援しない企業に対しても、一定要件に該当する企業を対象に、京都府と京都労働局が共催し公正採用選考に関する研修会を毎年開催しています。

(二) 求職者への啓発

京都ジョブパークを利用される求職者に対しては、利用開始時に公正採用選考の趣旨や就職差別に繋がるような面接が行われた場合などの対応策について説明するとともに、京都ジョブパークの職員に対しても定期的に研修会を開催し、啓発に努めています。

これからも、関係団体との緊密な連携のもとで求職者支援と企業支援を両輪に、人と社会の架け橋となり、希望の京都づくりに取り組んでまいります。

2018年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で21年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
7	10月9日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	明治維新期の京都と地域のリーダー	井岡 康時	PT2
8	10月12日 (金)	フィールド ワーク	13:30～16:00	部落問題を基礎からゆっくり学びませんか? 崇仁～ひと・まち・れきし～	菱田不二三 藤尾まさよ 山内 政夫 山本 崇記	—
9	10月26日 (金)	講義	14:00～15:40	激動する世界の中の難民問題と法 ～事例から考える～	小畑 郁 川村 真理	PT5
10	11月13日 (火)	講義	14:00～15:40	インターネットと人権 ～その関係の両義性～	毛利 透	PT1
11	11月30日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代 被差別民の諸相 ～なぜ差別が生じたのか～	山路 興造	—
12	12月14日 (金)	講義	14:00～15:40	多様な性のあり方と人権	谷口 洋幸	PT4
13	1月21日 (月)	講義	14:00～15:40	精神障害者の法と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

※会場：8 下京いきいき市民活動センター（下、上之町38）
その他 ハートピア京都（中、烏丸丸太町下ル）

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座
備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円（学生は5千円） 法人会員 5万円
- ◎特典
 - ・『グループ』（季刊：年4回発行）『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・「人権大学講座」の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

会場案内



講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

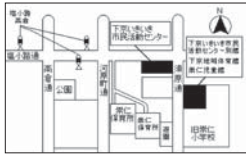
(フィールドワークを除く)

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ



フィールドワーク会場

京都市下京いきいき市民活動センター

〒 600-8266 京都市下京区上之町 38

TEL 075-371-8220

- 京都市バス「塩小路高倉」バス停下車

申込方法

受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・ 京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・ 三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通	1222396
・ 京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@khri.or.jp

HP：http://www.khri.or.jp

ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。

【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラッ
テイ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・
八坂神社・清水寺・耳塚・
豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹
東柱詩碑・護王神社・六
角堂・四条河原の阿国像〉

■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社〉
洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに
1,000円を加算
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金
でお支払いください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター
TEL：(075) 23112600
FAX：(075) 23112750
e-mail: jinken@khrr.or.jp



世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

人権問題研究叢書 第16号、17・ブックレット刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

問いとしての部落問題研究 — 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円（税別）

叢書第17号 2018年3月刊行

中近世の被差別民像 — 非人・河原者・散所

定価 1,500円（税別）

ブックレット 2018年3月刊行

考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円（税込）



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khrii.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrii.or.jp